

工場立地法に基づく緑地面積率の緩和の方針に係る  
意見募集(パブリックコメント)の結果について

1 意見募集の概要

(1) 募集期間

平成23年4月20日(水)から5月19日(木)まで

(2) 周知方法

- ・市ホームページ
- ・配布  
産業課、行政資料室、各区役所・支所・地域センター、各ふれあいセンター、各公民館
- ・報道機関への資料提供

(3) 提出方法

ホームページ上での入力、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参

2 意見募集の結果

提出状況

7名(7件)

3 ご意見の概要及び本市の考え方

No	ご意見の概要	本市の考え方
1	今回の緩和策により、今後工場建替等で非常に有効だと思う。	緑地面積率の緩和により工場の増改築や建替等等の投資が促進され、市内製造業の競争力の強化に繋がるものと考えています。
2	アンケート結果からも緑地面積率10%の効果は目に見えている。 建屋の老朽化が進み今後建て替えを計画しなければならぬが、緑地面積率10%により、計画に十分な余裕を持たせることが可能になり、事業の発展に繋がっていくものと思われる。	
3	緑地面積率の緩和は、早急に実施すべきと考える。 昨年は緑地面積率の条件を満たすために多大な費用と手間をかけた。企業としては何か動こうとすると大きな足かせになる。緑地面積は必要なものであるが、企業としては大きな負担にもなる。	
4	緑地面積率が緩和された場合、設備投資等に影響は少ないが、緑地維持管理のコストが減少すること、工場構内のレイアウトに自由度が増すことなど良い影響がある。 早急に実施してほしい。	
5	「工業・工業専用地域」の場合、緑地面積率の10%削減をお願いします。	
6	弊社は、既存工場ですが、工場の新增設を実施する都度、緑地の移設。増設を繰り返しています。最近では、緑地の確保が難しく、駐車場を緑化ブロック化するなど、大変苦労しています。また、かなりの投資額となっています。是非とも岡山市も緑地面積率の緩和を検討くださいますようお願いいたします。	

<p>7</p>	<p>工場立地法の緩和方針は、この間明らかになった新自由主義の破綻を考慮することなく、中曽根、小泉路線の最後の流れに沿っているにすぎません。この間、こうした流れについて反省がされてきましたが、そうした点を考慮しない、旧態依然とした政策です。岡山市域が政令市になるために行ってきた御津ほかの合併等も含め、新たに岡山市の全体像を構築することなく提案されています。広大な市域の有効な利活用を検討することなく、近隣府県の「地域準則」制定に遅れをとらないことが先行していると思えません。真に市民本位の政令市にするためには、単なる産業立地の問題として考えるべきではありません。また、岡山県が開発した吉備中央町や岡山市内のリサーチパーク等との関連も押さえる必要があります。何にも増して、岡山市が目指す庭園都市構想をはじめとする「都市ビジョン」とは180度異なる考え方であり、従来の工場中心の産業政策と変わりがなく、折角到達した公害対策の成果を無駄にしかねないものです。緑地を減らせるような緩和策を提案すると同時に、一方で屋上庭園、緑化が推進されようとしている都市計画とも完全に矛盾しています。21世紀型の都市のあり方をきちんと整理し、その中でどのような工場を岡山市内で立地していくのかといったことを考えるべきです。細かいことは今回コメントを求められるにあたって提供されている情報もありませんし、工業地域、準工業地域の活用状況もわかりません。こうしたレベルでこの6月に決定するなどということは将来に禍根を残す恐れが非常に大であると考えます。この方針については別の組織なり、機関で都市計画の専門家も加えたいうえで、十分議論を尽くす必要があると考えます。</p>	<p>国は、円高や東日本大震災などによって、企業の海外シフトがさらに進み、国内の空洞化に繋がることを懸念し、規制緩和に動いていますが、その中には工場立地に関する更なる緑地規制の緩和も含まれています。</p> <p>岡山市は「都市ビジョン」の下位計画として今年3月「産業振興ビジョン」を策定しましたが、その中でも市内の工業地域・工業専用地域に立地する工場の新たな設備投資の制約となることが懸念されるため、立地環境を向上させ、市内企業の競争力を強化する観点から、緑地面積率の緩和を図ることとしています。</p> <p>対象地域を工業地域・工業専用地域(市域の約0.7%)に限定し、都市計画法で「工業の利便を増進するため定める地域」とされている工業・工業専用地域で、工業の利便性を高め事業を行いやすくすることが、工場の市外流出防止や事業拡大など市内製造業の活性化に繋がるものと考えています。</p> <p>また、対象工場には市の緑化について引き続き協力をお願いしていく予定です。</p> <p>なお、岡山市全域を対象とする都市の将来像、土地利用の方針等については「岡山市都市計画マスタープラン」の策定に向けた検討が現在継続中にあります。</p>
----------	---	---